

綾瀬市特定健康診査等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する特定健康診査及び特定保健指導並びに後期高齢者医療被保険者に対し実施する後期高齢者健康診査について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 特定健康診査 法第20条に規定する特定健康診査をいう。
- (2) 後期高齢者健康診査 法第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者に対して行う健康診査をいう。
- (3) 特定保健指導 法第24条に規定する特定保健指導をいう。

(対象者)

第3条 特定健康診査の対象者は、当該年度の末日において40歳以上74歳以下の者及び75歳に達する者で受診日現在75歳未満の者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度の4月1日時点で本市国民健康保険の被保険者であり、かつ、受診日現在において継続的に資格を有している者。
- (2) 当該年度の4月2日以降に本市国民健康保険の資格を取得し、受診日現在において引き続き資格を有している者。

2 後期高齢者健康診査の対象者は、受診日において神奈川県後期高齢者医療の被保険者であつて、本市に住所を有する者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 当該年度において、他の医療保険者が実施する健康診査を受診した者
- (2) 当該年度において、綾瀬市国民健康保険健康診断等受診データ提供者への記念品交付事業実施要綱に定める記念品の交付を受けた者
- (3) 当該年度において、綾瀬市国民健康保険人間ドック費用助成事業実施要綱に定める費用助成を受けた者
- (4) 当該年度において、綾瀬市国民健康保険被保険者に係る診療情報提供事業実施

要綱に定める情報提供に同意した者

(5) 妊産婦その他特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「省令」という。）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（ただし、市長が対象者として認める者を除く。）

4 特定保健指導の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 省令第4条の規定に該当する者

(2) 特定健康診査の対象者で、他の医療保険者が実施する健康診査等、特定健康診査に相当する健康診査の受診結果を市へ提供した者のうち、その結果が省令第4条に該当する者

（実施期間）

第4条 特定健康診査及び後期高齢者健康診査の実施期間は、当該年度の6月1日から3月31日までとする。

2 特定保健指導の実施期間は、当該年度の翌年度末までにすべての支援が完了するものとする。

（回数の限度）

第5条 健康診査は、前条の期間において特定健康診査又は後期高齢者健康診査のいずれか1回までとする。

2 特定保健指導は、前条の期間において1回までとする。

（受診券等の発行）

第6条 特定健康診査及び後期高齢者健康診査の対象者に対し、受診券整理番号を附番のうえ市長が受診券を発行するものとし、その有効期限は当該年度の6月1日から3月31日までとする。

2 特定保健指導の対象者に対し、利用券番号を附番するものとし、その有効期限は実施年度の翌年度末までとする。

（検査項目）

第7条 特定健康診査及び後期高齢者健康診査の検査項目は、次のとおりとする。

(1) 基本的な健診の項目 省令第1条各号に規定する項目をいい、すべての対象者に対し実施する。

(2) 市独自追加項目 市長が別に定める項目をいい、原則すべての対象者に対し実施する。ただし、医師の判断により実施しない場合はこの限りでない。

(3) 詳細な健診の項目 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条

第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準(平成20年厚生労働省告示第4号)に規定する項目をいい、医師の判断により実施する。

(特定保健指導の実施方法)

第8条 第3条第4項に規定する対象者を次に掲げる区分に階層化し、実施するものとする。

(1) 動機付け支援 省令第7条第2項に規定する者を対象とする。

(2) 積極的支援 省令第8条第2項に規定する者を対象とする。

2 各支援の内容は、省令第7条第1項及び同第8条第1項のとおりとし、保険者の判断により、対象者の状況に応じて6か月後に評価を行う場合、又は3か月以上経過後の実績評価後、さらに継続的なフォローアップを行う場合がある。

(診査及び指導実施機関)

第9条 特定健康診査及び後期高齢者健康診査を行う機関(以下「診査機関」という。)は、市長と綾瀬市特定健康診査等業務委託にかかる契約を締結した医療機関とする。

2 特定保健指導を行う機関(以下「指導実施機関」という。)は、市長と特定保健指導等業務委託にかかる契約を締結した事業者又は医療機関とする。

(費用の額の算定基準)

第10条 第7条に定める各検査項目にかかる費用の額の算定基準は、綾瀬市健康増進事業実施要綱第5号の規定に基づく協議のうえ市長と一般社団法人座間綾瀬医師会綾瀬市医師会長が合意した協議書によるものとする。

(自己負担額)

第11条 特定健康診査を受診する者が負担する額(以下「自己負担額」という。)は、2,000円とし、特定健康診査を受診した診査機関に直接支払うものとする。ただし、実施年度の末日時点の年齢が70歳以上の者が特定健康診査を受診するときは、自己負担額を徴収しない。

2 後期高齢者健康診査の自己負担額は徴収しない。

3 特定保健指導に係る費用は市が負担するものとする。

(自己負担額の免除)

第12条 当該年度の末日時点の年齢が69歳以下の者で、当該年度の市民税が非課税の世帯に属する者については、特定健康診査に係る自己負担額を免除することができる。

(自己負担額免除の申請)

第13条 前条の規定による免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、綾瀬市特定健康診査費用免除申請書(第1号様式)に、交付済みの受診券を添えて、特定健康診査受診前までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の受付期限は、当該年度の3月31日までとする。

3 市長は、第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、自己負担額の免除について適否を決定し、綾瀬市特定健康診査費用免除(却下)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により申請者に対して自己負担額の免除を決定した場合は、併せて免除する旨を記した受診券を交付するものとする。

(記録及び報告等)

第14条 診査機関は、対象者が特定健康診査又は後期高齢者特定健康診査を受診した場合は、その結果を市が定める三枚複写の診査票(以下「診査票」という。)に診査結果を記録するものとし、次のとおり扱うものとする。

(1) 診査機関控え 同診査機関にて保管するものとする。

(2) 市控え 同診査機関より市長へ提出し、市で保管するものとする。

(3) 受診者控え 同診査機関より直接受診者へ通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務効率化等により診査票を用いない場合は、診査結果を任意様式等に記録し、前項のとおり保管及び報告等を行うものとする。

3 指導実施機関は、厚生労働省が定める標準様式に基づき、指導実施に係る支援計画及び評価結果について電子記録媒体で市長に報告するものとする。

(不正利得の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正な手段により健康診査の受診又は自己負担額免除の申請、特定保健指導の利用等をした者に対し、健康診査実施又は自己負担額免除、特定保健指導実施に要した費用の一部又は全部について返還を求めるものとする。

(統計事業等への活用)

第16条 市長は、被保険者の疾病予防、早期発見及び早期治療並びに医療費適正化の推進を目的に健康診査及び特定保健指導の結果を統計事業等へ活用することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、健康診査及び特定保健指導の実施に関し必

要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第13条関係）

綾瀬市特定健康診査費用免除申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

綾瀬市特定健康診査等実施要綱第13条第1項の規定により、次のとおり自己負担額の免除を申請します。

なお、審査に当たり、申請者の住民情報を住民基本台帳により、及び世帯の市民税の課税状況を課税台帳により確認することについて同意します。

※太枠内を記入してください。

ふりがな		生 年 月 日
申請者氏名		年 月 日 (満 歳)
住 所		特定健康診査受診状況
〒252- 綾瀬市 電話 ()		未受診 ・ 受診済
理 由	市民税非課税世帯のため	

主管課決裁欄

申請のありましたこのことについて、審査したところ妥当と認められるため、別紙（案）のとおりに決定し、通知してよいでしょうか。

なお、決裁後は、新たな特定健康診査受診券を交付してよいか、併せて伺います。

課長	主幹	担当員	担当	収 受	. .
				起 案	. .
				決 裁	. .
				処 理 済	. .

第2号様式（第13条関係）

綾瀬市特定健康診査費用免除（却下）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました自己負担額の免除について、綾瀬市特定健康診査等実施要綱第13条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分 免除する
 却下する
(理由)

2 免除額 円